## 住民監査請求に係る結果

平成31年3月25日付け監査監第1763号で受け付けた地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を審査した結果、下記の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

なお、さいたま市議会議員のうちから選任された桶本大輔委員、宮澤則之委員については、 法第199条の2の規定により除斥しました。

## 第1 請求の要旨

監査に当たり、請求人が提出した職員措置請求書(以下「請求書」という。)及びその 事実証明書から、請求人が主張する要旨を次のように解した。

平成29年度(※1)下半期に自民党真政さいたま市議団(※2)に交付された政務活動費のうち、80万1,790円は、違法に使用されたものです。そこで同市議団に交付された政務活動費80万1,790円をさいたま市に返還するよう、清水勇人市長は同市議団に要求することを、監査委員が勧告することを求めます。

- ※1 請求書上、記載はないが、「度」を追加した「平成29年度」と表記する。
- ※2 「自民党真政さいたま市議団」は、監査委員において、「自由民主党真政さいたま 市議団」のことと解するが、当該箇所においては、原文のままの表記とする。

別紙事実証明書(第1号証~第3号証)は、省略

## 第2 監査委員の判断

本請求の要旨については、平成31年2月13日付け監査監第1566号で受け付け、 平成31年3月20日付け監査監第1744号で監査結果を通知した、同一請求人3名に よる住民監査請求と同一である。

また、添付の別紙事実証明書については、第2号証のみ前回と異なり、平成30年6月に発行された「政務活動費の使途運用指針(平成30年度改訂)」の抜粋であるが、第1号証及び第3号証は、前回と同一の領収書等貼付用紙等の写しである。

同一の住民監査請求を再度行うことについて、最高裁は、「地方自治法242条1項の 規定による住民監査請求に対し、同条3項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に 通知された場合において、請求人たる住民は、右監査の結果に対して不服があるときは、 法242条の2第1項の規定に基づき同条の2第2項1号の定める期間内に訴えを提起す べきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と 同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと 解するのが相当である。所論は、先の監査請求と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求であっても、新たに違法、不当事由を追加し又は新証拠を資料として提出する場合には、別個の監査請求として適法である旨主張するが、かかる見解は採用することができない。」(昭和62年2月20日最高裁判所第二小法廷判決)と判示している。

本請求の対象とする財務会計上の行為は、同一請求人3名が先に監査請求の対象とした 財務会計上の行為と同一であり、同一の監査請求が再度行われたものと認められる。添付 の別紙事実証明書は一部異なるものの、そのことをもって別個の監査請求であるとする理 由はない。

以上のことから、監査委員は次のように判断する。

本請求は、法第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしておらず、適法な住民 監査請求に該当するということはできない。